

## 改定後の水道料金

【基本料金】(2カ月当たり・税抜き)

メーター口径	現行料金	新料金	差額
13mm	1,380円	1,520円	140円
20mm	1,800円	2,100円	300円
25mm	3,600円	4,220円	620円
30mm	8,200円	9,600円	1,400円
40mm	19,000円	22,200円	3,200円
50mm	37,000円	43,200円	6,200円
75mm	67,000円	78,400円	11,400円
100mm	90,000円	105,400円	15,400円
150mm	180,000円	210,600円	30,600円

【水量料金】(1㎡につき・2カ月当たり・税抜き)

使用水量	現行料金	新料金	差額
1~20㎡	65円	70円	5円
21~40㎡	110円	115円	5円
41~100㎡	125円	130円	5円
101㎡~	145円	145円	0円

料金の計算方法の例 メーター口径20mmで2カ月に45㎡の水道を使用した場合

基本料金	2,100円
水量料金(1~20㎡)	1,400円(20㎡×70円)
水量料金(21~40㎡)	2,300円(20㎡×115円)
水量料金(41~100㎡)	650円(5㎡×130円)
消費税(10%)	645円
合計	7,095円

【新料金早見表】一般家庭で主に使用されている水道メーター口径13mmと20mmの場合(2カ月当たり・税込み)

水量	口径	
	13mm	20mm
0㎡	1,672円	2,310円
10㎡	2,442円	3,080円
20㎡	3,212円	3,850円
30㎡	4,477円	5,115円
40㎡	5,742円	6,380円
50㎡	7,172円	7,810円

水量	口径	
	13mm	20mm
60㎡	8,602円	9,240円
70㎡	10,032円	10,670円
80㎡	11,462円	12,100円
90㎡	12,892円	13,530円
100㎡	14,322円	14,960円

## 改定後の下水道使用料

【基本料金】(2カ月当たり・税抜き)

現行料金	新料金	差額
900円	1,400円	500円

【水量料金】(1㎡につき・2カ月当たり・税抜き)

使用水量	現行料金	新料金	差額
1~20㎡	53円	58円	5円
21~50㎡	93円	95円	2円
51~100㎡	106円	106円	0円
101~500㎡	109円	109円	0円
501㎡~	113円	113円	0円

使用料の計算方法の例 2カ月に45㎡の汚水を下水道に流した場合

基本料金	1,400円
水量料金(1~20㎡)	1,160円(20㎡×58円)
水量料金(21~50㎡)	2,375円(25㎡×95円)
消費税(10%)	493円
合計	5,428円

【新使用料早見表】(2カ月当たり・税込み)

水量	使用料
0㎡	1,540円
10㎡	2,178円
20㎡	2,816円
30㎡	3,861円
40㎡	4,906円
50㎡	5,951円
60㎡	7,117円
70㎡	8,283円
80㎡	9,449円
90㎡	10,615円
100㎡	11,781円



### 水道料金等審議会で審議を行いました

水道料金・下水道使用料の改定について、水道料金等審議会で審議を行いました。審議会の会議録は市ホームページで確認できます。



▲市ホームページ

水道事業および下水道事業を将来にわたり安定的に継続していくため、令和6年4月1日から水道料金と下水道使用料を改定します。ご理解とご協力をお願いします。  
※下水道使用料は公共下水道・農業集落排水施設・市設置浄化槽の使用料が支払う料金です。個人で浄化槽を設置して汚水処理をしている人は、下水道使用料はかかりません  
問い合わせ 上下水道局総務課 ☎(30)1272

# 令和6年4月1日から 水道料金 下水道使用料を改定



▲詳しくは市ホームページを確認してください

### 改定の必要性

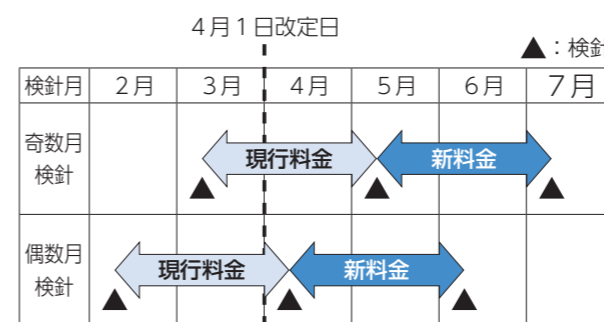
本市の水道事業は、これまで安全で安心な水道水を安定的に供給してきましたが、水道管や水道施設は昭和40年代に整備したものが多く、経年化が進んでいます。また、それ以前に整備され、60年を経過したものもあります。老朽化した水道管では、漏水や濁り水が発生する可能性が高くなり、市民生活に大きな影響を与える恐れがあることから計画的に更新する必要があります。また、災害発生時の被害を最小限に抑えられるよう水道施設の耐震化についても速やかに進めなければなりません。  
中長期的な経営の基本計画

### 下水道使用料の改定

汚水処理に要する経費は、本来下水道使用料で賄わなければなりません。しかし、本市の下水道事業では、下水道使用料収入だけで経費を賄うことができておらず、この現状を解消していく必要があります。  
中長期的な経営の基本計画である「下水道事業経営戦略」では、このような厳しい経営状況の中でも、汚水処理人口を向上させるための管路の整備や、老朽化した施設の補修・更新などに多大な投資を見込んでいます。  
必要な投資を行いながら経営の健全化を図り、負担を将来世代に先送りしないために、下水道使用料の改定を行うことになりました。

である「水道事業経営戦略」では、老朽化した水道管・水道施設の更新や耐震化工事を計画しており、多大な費用が必要になることが見込まれています。  
今後必要となるこれらの費用に対し、現行の水道料金では資金が不足するため、水道料金の改定を行うことになりました。

### 新料金・新使用料の適用時期



改定後の料金・使用料は本年4月1日から適用されます。本年3月31日以前から水道・下水道を使用している場合、料金・使用料改定後初めての検針分の料金・使用料に限り、現行の料金・使用料を適用し、2回目以降の検針分には新料金・新使用料を適用します。  
本年4月1日以降に水道・下水道の使用を開始した場合、初めての検針分から新料金・新使用料を適用します。  
※検針日が奇数月か偶数月かは、地域によって異なります。検針票を確認してください。

### 新料金・新使用料の適用時期

改定後の料金・使用料は本年4月1日から適用されます。本年3月31日以前から水道・下水道を使用している場合、料金・使用料改定後初めての検針分の料金・使用料に限り、現行の料金・使用料を適用し、2回目以降の検針分には新料金・新使用料を適用します。